

平成 21 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）概要

1 補正額 (単位：千円)

補正前の額	補正額	計
16,592,000	517,913	17,109,913

2 概要

(1) 歳入

- ①平成 20 年度事業費の確定により、平成 21 年度への繰越金が確定。 +605,842 千円
(繰越金の増額)
- ②新年度に入って金額の決定した経常的交付金の補正を行う。 △100,267 千円
(国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金)
- ③介護従事者処遇改善臨時特例交付金の決定 +12,338 千円

(2) 歳出

- ①出産育児一時金の支給額の引き上げ +4,400 千円
(国庫補助 2,200 千円あり)
- ②高額療養費特別支給金の支給 +300 千円
(国庫補助 300 千円あり)
- ③国民健康保険から他の制度に対して支払う支援金等の決定 △6,845 千円
(後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金)
- ④平成 20 年度国庫補助金等の精算による返還金 +53,967 千円
- ⑤国民健康保険事業運営基金への積み立て +466,000 千円
(繰越金のうち、今回の補正で必要とする財源を除いた金額を積み立てる)

3 補足説明

(1) 繰越金について

- ・近年では繰越額が大きいが、財政状況は依然として厳しい。
(平成 20 年度に交付された前期高齢者交付金が、過大交付であったと見込まれ、平成 22 年度に精算(返還)するための財源が必要となる。)

(2) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金について

介護従事者の処遇改善を図るため介護報酬の改定がなされたが、これに伴い国保が支払う介護納付金の負担増を緩和するための財源措置として交付されるもの。

(3) 出産育児一時金の支給額の引き上げについて

- ・平成 21 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日までの出産について、現行の 38 万円を 42 万円に引き上げる。

